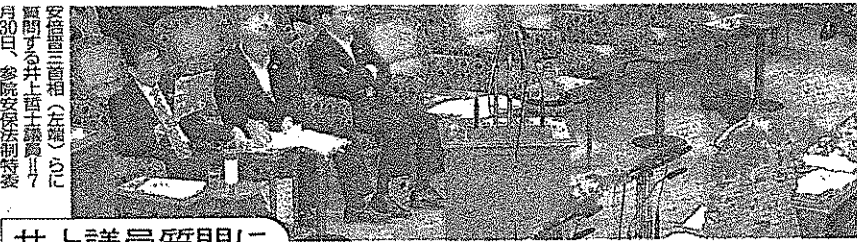


# 「最小限」どころか 限りなき武力行使



井上議員質問に

## 安倍首相「集団的自衛権」重大答弁

安倍首相は7月30日の参院安保法制特別委員会で、日本共産党の井上議員の質問に対し、集団的自衛権に基づく武力行使の「必要最小限度」の定義ができないという重大な答弁を行いました。「実際にどのような場合にと」のような武力行使がどの程度許されるかは、実際に発生した事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する。具体的にあてはめの問題であり、法律にこれを規定することは困難だ」といっています。

首相答弁は、集団的自衛権行使における武力行使の限界について、明確な定義ができないと吐露したものです。

**政府の裁量**

もともと、「日本への武力攻撃」を排除する個別的自衛権の行使では、武力行使の限界は明確でした。日本への侵害を排除することを超えて敵

国に攻め入ったり、敵を殲滅したりしないという一線が引かれたのです。

ところが、「他国への武力攻撃」を排除する集団的自衛権の行使では、どこまで武力行使したら、他国攻撃を排除したことになるのか、明確な一線が引けないのではないのかという指摘はかねてから憲法学者からもあがっていました。

首相答弁は、そのことを政府自ら認めたのです。武力行使の限界があまりに曖昧であれば、政府の裁量次第でいくらでも拡大できることになるのです。

もう一つ、重大なのは、自衛隊との関係です。歴代政府は、自衛隊は憲法9条2項の戦力不保持規定のもと、①集団的自衛権の行使をはじめ海外での武力行使を行わない、②自衛のための武力行使は「必要最小限」とすることをルールとしました。それによ

## 自衛隊「合憲」揺らぐ



日米共同演習で併走する海自護衛艦「ひゅうが」(手前)と米強襲揚陸艦ボクサー=2013年6月、米カリフォルニア州沖(米海軍ウェブサイトに)

「自衛隊は、自衛のための必要最小限の実力組織」であるもの合憲性が根本から揺らぐことになる。首相答弁は、憲法9条2項が禁じる「戦力」にはあたらないとして、「合憲」という主張の根拠にできたのです。

戦争法案によって、集団的自衛権の行使に公然と踏み出した、武力行使の限界が曖昧な

**米国が決定**

安倍政権は戦争法案で、集団的自衛権の行使を認めつつ

「自衛隊のための集団的自衛権」だとしています。そこ

で、他国への攻撃に反撃するが、「日本の」存立危機事態」を排除するところで武力行使は終了する。だから、これまでどおり「必要最小限度」のルールは維持されるという立場です。

しかし、日本の「存立危機」は、他国に対する武力攻撃の「影響」として現れます。武力行使で排除する具体的対象は、「他国に対する武力攻撃」そのものです。

政府は、「他国に対する武力攻撃」を、敵国の息の根がとまるころまでではない、としますが、同時に「存立危機事態」の速やかな終結を図ることも規定されています。「終結を図る」ということは、敵国他国に対する攻撃全体を排除し、戦争に勝利するまで他国(米)とどこに攻撃を継続するのではありませんか。井上議員が追及したポイントです。実際には他国に対する攻撃全体の排除にならざるを得ない、という問題です。

しかも安倍首相は、「必要最小限度」の「例外」を認め、ホルムズ海峡での機雷掃海で他国領内への侵襲を容認しています。「ホルムズ海峡事例以外を念頭にない」といいますが、「首相の念頭ではな、法的限界を示さ」という井上議員の追及に、「それは個

別事情の総合判断」で、明確に定義できないとしたのが今回の発言です。法律上明記できないというだけでなく、理論的にも明確な一線を示さないという問題を示唆しました。

**結局、武力攻撃の限界がほとんど広がって、自衛隊は「自衛のための最低限」を超えた武力行使をする軍事組織に変貌していく重大な危険が浮上したのです。**

そもそも集団的自衛権の行使は、攻撃を受けている他国(米)との共同作戦です。必然的に米国の戦略、戦術、戦力との相関関係で「必要最小限度」が決まります。また、米国の共同戦争で、「日本の安全は回復された、ここで撤退する」という言い分が通用するはずはありません。「必要最小限度」を決めるのは米国です。

「日本の存立への影響が取り除かれたら戦争をやめる」という枠組みは、憲法9条2項と従来の政府解釈との整合性のために言わざるを得ない。しかし、それでは日米同盟強化の要請にたえられないという矛盾があるのです。

(中根真一)